

○申出に係る免許の付与

(第 104 条の 4 第 3 項)

改正 平成 29 年 3 月 12 日 令和元年 12 月 1 日

令和 5 年 1 月 4 日

審査基準

令和 7 年 4 月 1 日作成

法令名	道路交通法
根拠条項	第 104 条の 4 第 3 項
処分の概要	申出に係る免許の付与
原権者 (委任先)	岡山県公安委員会
法令の定め	道路交通法第 104 条の 4 第 1 項及び第 2 項（申請による取消し）、第 106 条の 3 第 2 項（免許証の返納等）第 106 条の 4 第 2 項（免許情報記録の抹消等） 道路交通法施行令第 39 条の 2 の 3(申請による取消しの際に受けることができる免許の種類)、第 39 条の 2 の 4(申請による取消しの基準) 道路交通法施行規則第 30 条の 7（取消しの申請等）
審査基準	
標準処理期間	1～30 日（行政庁の休日は含まない。） （運転免許センター及び倉敷・津山運転免許更新センター 1 日、警察署 1～30 日(免許証の交付の場合は 30 日、免許情報記録の書換えの場合は当該申請の当日中)）
申請先	運転免許センター、倉敷・津山運転免許更新センター又は警察署(岡山北、倉敷及び津山警察署を除く。)の交通課(交通第一課及び地域交通課を含む。)
問い合わせ先	交通部運転免許課免許作成係